定　款

特定非営利活動法人新宿区日中友好協会

第1章　総 則

(名称)

第1条　この会は、特定非営利活動法人新宿区日中友好協会という。

(事務所)

第2条　この会は、主たる事務所を東京都新宿区内に置く。

(目的)

第3条　この会は、認定特定非営利活動法人東京都日本中国友好協会に加盟し、日中共同声明と日中平和友好条約の掲げる精神及び原則、趣旨に基づき、未来永遠にわたって日中両国民の相互理解と友好を増進するために設立する。また、華僑や華人の方々が多く在住する新宿区という地域的立場・特色を生かし、各種団体と連携・協力し日中友好を、地域、企業とともに、一層発展させる役割を果たすことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条　この会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1)国際協力の活動

(2)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業の種類)

第5条　この会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1)学術・文化・芸術・教育・スポーツ・経済などの分野など各分野にわたる日中交流の促進に関する事業

(2)日中双方の事情および歴史、文化などについて理解を深めるための交流事業

(3)新宿区における地域組織との連携及び発展に関する企画、立案事業

(4)中国語普及に関する事業

2　この会は、次のその他の事業を行う。

(1)ホームページへの広告掲載及び広報事業

3　前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章　会 員

(種別)

第6条　この会の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1)正会員　　この会の目的に賛同して入会した個人並びに法人。

(2)家族会員　正会員の家族

(3)学生会員　この会の目的に賛同して入会した学生

(入会)

第7条　会員の入会について、特に条件を定めない。

2　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込む。

3　理事長は、前項の申込があったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4　理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金および会費）

第8条　会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会届を提出したとき。

(2)本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき、または会員である団体が消滅したとき。

(3)継続して1年以上、会費を滞納したとき

(4)除名されたとき

（退会）

第10条　会員は、別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1)この定款に違反したとき

(2)この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章　役 員

（種別および定数）

第12条　この会に次の役員を置く。

(1)理事8人以上15人以下

(2)監事2人

2　理事のうち、1人を理事長とする。

（選任等）

第13条　理事および監事は、総会において会員の中から選任する。

2, 第12条2項に掲げる役職者は、総会において理事の中から選任する。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この会の役員になることができない。

5. 監事は、理事又はこの会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条　理事長は、この会を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、この会の業務について、この会を代表しない。

3. 理事長以外の理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。

5. 監事は、次に掲げる職務を行う

(1)理事の業務執行状況を監査すること。

(2)この会の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条　役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条　理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条　この会の役員は、報酬を受け取ることができないものとする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章　会 議

(種別)

第19条 この会の会議は、総会、理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散および合併

(3)会員の除名

(4)事業報告および決算

(5)事業計画および予算ならびにその変更

(6)役員の選任または解任

(7)役員の職務及び報酬

(8)入会金及び会費の額

(9)資産の管理の方法

(10)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)その他、新たな義務の負担及び権利の放棄

(11)解散における残余財産の帰属

(12)事務局の組織及び運営

(13)その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3)監事が第 14 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長はその総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条　総会は、会員総数の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。

（総会の議決）

第26条　総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

２ 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３ 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会における表決権等）

第27条　各正会員の表決権は平等なものとする。

２ やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３ 前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第1項の適用については、出席したものとみなす。

４ 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第28条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２ 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が、記名押印または署名しなければならない。

３ 前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第29条　理事会は理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第30条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

（1）総会に付議すべき事項

（2）総会の議決した事項の執行に関する事項

（3）その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第31条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事総数の２分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

（理事会の招集）

第32条　理事会は理事長が招集する。

2　理事長は、前号第２号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくても５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第33条　理事会の議長は、理事会に出席した理事の中から選出する。

（理事会の議決）

第34条　理事会における議決事項は、第32条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

（理事会での表決権等）

第35条　各理事の表決権は、平等なものとする。

2　やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第36条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、書面もしくは電磁的方法によるその旨を付記すること）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印または署名しなければならない。

第5章　資 産

(資産の構成)

第37条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された資産

(2)入会金・会費

(3)寄付金

(4)財産から生じる収益

(5)事業に伴う収益

(6)その他の収益

(資産の区分)

第38条　この会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第39条　この会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条　この会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条　この会の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の 2 種とする。

(事業年度)

第42条　この会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および予算)

第43条　この会の事業計画及びこれに伴う予算は、事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第46条　この会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等、決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。尚、決算剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越さなければならない。

（臨機の措置）

第47条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れそのほか新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章　定款の変更、解散および合併

（定款の変更）

第48条　この会の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第49条　この会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続きの開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2　前項第 1 号の事由によりこの会が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3　第 1 項第 2 項の事由によりこの会が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条　この会が解散（合併または破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第51条　この会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章　公告の方法

（公告の方法）

第52条　この会の公告は、この会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この会のホームページにて行う。

第9章　事務局

（事務局の設置）

第53条　この会に、この会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第54条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第55条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章　雑　則

（細則）

第56条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

1. この定款は、この会の成立の日から施行する。
2. この会の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事	宇都宮　徳一郎
理事長	髙橋　秀華
理事	奥山　貞三
理事	阿佐　紀夫
理事	熊谷　虹美
理事	瀧浪　そう
理事	PU HONGBO　浦　洪波（野田　奈美）
理事	宮本　研
監事	中川原　貴
監事	中野　恵

3. この会の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この会の成立の日から令和6年 5 月 31 日までとする。
4. この会の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この会の成立の日から令和6年 3 月 31 日までとする。
5. この会の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の

定めるところによる。

6. この会の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金　正会員(個人)　1，000円
　　(法人)　5，000円
　家族会員(個人)　1，000円
　学生会員(個人)　1，000円

(2)年会費　正会員(個人)　1口10，000円
　　(法人)　1口50，000円
　家族会員(個人)　1口　5，000円(2人目から)
　学生会員(個人)　1口　5，000円
　　(1口以上)